



毎日ブログを更新中!

↓アクセスはコチラ↓



発行元:本社サポート部 担当者:山崎 斎間

【本社】株式会社はっぴ〜ライフ  
〒180-0002  
東京都武蔵野市吉祥寺東町1-17-18三角ビルB1F  
tel:0422-28-5051 HP:http://hl-tokyo.com

【吉祥寺事業所】  
はっぴ〜ライフ吉祥寺  
(1373301587)  
武蔵野市吉祥寺東町1-17-18三角ビル1F  
tel:0422-28-5061

【新小金井事業所】  
はっぴ〜ライフ新小金井  
(1374100947)  
小金井市東町4-10-16  
tel:042-386-6881



ちよこ  
こと

## 知ッ得☆ママ知識

脳卒中や脳梗塞と聞くと、寒い冬の病気だと思っ  
た人が多いと思いますが、最近の調査で脳梗塞は夏  
にも多く発症することが明らかになりました。

脳梗塞が起こりやすい時期と時間帯には特徴が  
あり、**6月から8月の夏場、睡眠中と朝の起床後  
2時間以内に集中して発症する事が多い**ようです。  
起床時には血圧が上昇するので、**就寝前と起床後に  
コップ一杯ずつの水を飲むこと**が夏の脳梗塞予防  
に繋がります。

コップ一杯



これからは夏本番、体調管理に気を  
付けて元気に過ごしましょう☆



### 6月は外出イベントを行います!

場所や内容は現在企画中です♪  
決定次第皆様にお伝え致します。

### お楽しみに!!



## 小濱道博 先生に訊く コラム第九回

今月中旬発出の厚労省Q&AVol.2、月末発出のVol.3を持つて、今回の介護報酬改定も一段落します。12月の総選挙の影響で丸1ヶ月ずれ込んだ日程は最後まで回復することは無く、4月1日から新基準での介護報酬が算定されているに関わらず、その全貌はQ&AVol.3が発出される4月末まで分からないという過去に例の無い異常な制度改正となりました。算定要件が確定できない状況は事業者も保険者も同じで、4月中に役所に問い合わせた事柄はその時点での判断であるため、Q&Aの発出によって回答が変更になっている部分も多いのが実情です。先日のセミナーで、小濱の講演内容が役所に問い合わせた内容と異なる説明だったと怒った口調で質問された参加者がいらっしゃいましたが、上記の理由で役所の回答が誤りです。5月に入ってから再度、役所に問い合わせさせて下さいと回答させて頂きました。

この調子では、4月分の介護報酬請求の過誤申請が6月以降に多発しそうです。いずれにしても、国保連の介護報酬請求システムの開発が間に合わず、6月請求分までは暫定での支払い

なり、秋まで確定しないことがアナウンスされていますので、国保連への請求業務が無事に終わったと言って安心は出来ません。今回は、通所介護、通所リハビリの機能訓練、リハビリにおいては、3月27日付けで厚労省から新たな帳票のひな形が出されていますので、この新様式への変更と居宅訪問を含む提供業務の流れの見直しは急務です。従来のやり方で個別機能訓練加算やリハマネ加算を算定して居た場合、介護報酬返還に繋がる大きな改定ですので4月の対応が必要となっています。介護行政に於いては、「知らない」結果は事業者が全責任を負わねばなりません。



### 小濱道博

小濱介護経営事務所 代表  
NKK 一般社団法人日本介護経営研究会 専務理事  
C-SR 一般社団法人介護経営研究会 専務理事  
一般社団法人介護事業支援会 理事  
C-MAS 介護事業経営研究会 顧問 ほか

## 今週のピックアップ

吉祥寺事業所では火曜日と木曜日に麻雀を行っております！  
頭の体操にもなり男性にも女性にも人気があります。  
昔やったことがあるけど、ずっとやっていないから・・・  
という方も、興味のある方も是非スタッフへ声をかけて  
ください！



### 吉祥寺 事業所

楽しい時間はあっという間です！！

4月は新生活が始まる季節、送迎時沢山のお花  
を見る事ができ楽しみが増えます。ネイル  
活動では、『どう似合っているかしら？』と  
ニコニコで、皆様若返っていらっしゃいま  
した！！誕生日会やクラフトなど賑やかに  
楽しんで頂いております。6月には、外出イベ  
ント企画中です。お楽しみに！



吉祥寺事業所 tel 0422-28-5061 fax 0422-28-5062

### 新小金井 事業所

春を満喫しています！！

4月はお花見ドライブへ出かけました。  
とっても綺麗な桜でした！！  
素敵な思い出がまたひとつ増えました☆  
作品作りでは、2種類の鯉のぼりを作しまし  
た！！どちらも可愛らしく完成です！！季節を  
楽しみながら過ごしていきましょう！！



新小金井事業所 tel 042-386-6881 fax 042-386-6882

## 連載コラム！町亞聖さん 「介護報酬って何？～後編～」

### ■地域力が試される■

介護報酬の改定と同時に医療介護総合確保推進法に基づき4月からこれまで介護保険で  
行われてきた要支援者への事業が介護保険から切り離され市町村の地域支援事業に移ること  
になります。また特別養護老人ホームへの入居も原則に介護3以上の人に制限されます。  
あれだけ介護予防と叫んでいたのに介護度の軽い人は見捨てられるのかという声も聞かれ  
ますが、重度化を防ぐための自立支援対策ではまさに「地域力」が試されることになります。  
先日ある介護雑誌で対談した全国から視察が絶えない小規模多機能型居宅事業を運営  
する若きリーダーがこんなことを言っていました。「施設内で掃除をした場合は「自立支援」  
ですが、もし地域の公園やお寺を掃除した場合は「社会貢献」になる。他にも事業所内で花を  
植えたらレクリエーションですが公園ならばボランティアをしたことになるのです」と。  
この施設は地域の子供たちが学校の帰りに自由に立ち寄る遊び場になっているそうです。  
利用する人の介護度がすぐに「1」になると嬉しそうに話していました。介護を「お世話」と  
捉えるのではなく利用する人の「想い」に耳を傾け、地域の中で高齢者の皆さんが持つ可能  
性を引き出し社会に役立つ存在であり続けるように自立を支援する事業所が増えて欲しい  
と思いますし、そんな事業所が地域作りをしていく小さな拠点にもなると感じました。

### ■生き残るのは・・・■

介護報酬は介護度により重い人に手厚い報酬が支払われるようになっているために、要介護度  
が下がること業者に払われるお金は安くなってしまいます。経営を成り立たせるために介護度  
の重い利用者を受け入れざるを得ない事業所が多いのが現状です。本当は適切なケアを提供

することで要介護度が下がり自立して生活が送れるようになれば自ずと介護費用は抑えられ  
るはずなのに。改定によりサービスの量を抑制したり増やしたりするのではなく、提供して  
いる介護サービスの「質」を評価することで、自立して生活できるお年寄りを一人も増やした  
施設に適切な報酬が付くようにすべきだとずっと思っているのですが・・・残念ながらなかなか  
実現しません。

介護現場では大幅に報酬が引き下げられることは早くから予想されていましたが介護報酬の  
改定はこれで終わりではありません。2018年には介護報酬と医療報酬が同時に改定される  
ことになります。在宅重視と国は言っていますが未だに在宅を支える訪問看護や在宅医療を  
担う体制が整っていないところが沢山あります。このままいくと病院でも施設にも入れない  
「在宅難民」が増加することは間違いありません。2025年まであと10年。生き残っていくのは  
介護報酬改定に翻弄されることなく、地域の中で必要とされるニーズに気づき地域から必要と  
される事業者であり、地域が生き残るためにはそこに住む1人1人が最期まで暮らせる地域を  
作るのは自分達だと自覚できるかにかかっていると言っても過言ではありません。



フリーアナウンサー 町亞聖

小学生の頃からアナウンサーに憧れ1995年に日本テレビにアナウンサーとして入社。その後、活躍の場を報道局に移し、報道キャスター、厚生労働省担当記者として医療や介護問題などを中心に取材。2011年にフリーアナウンサーに転身。脳障害のため車椅子の生活を送っていた母と過ごした10年の日々、そして母と父が亡くなった経験をもとめた「10年介護」を小学館文庫から出版。ろうへ医療と介護を生涯のテーマに取材を続ける。